



物価上昇局面における基礎控除等の対応（1/7）物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

一言解説

物価上昇局面における基礎控除等の対応として、「物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設」と「三党合意」を踏まえた更なる対応により、基礎控除額と給与所得控除が適時見直されます。

1. 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題があります。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととします。

(1) 基本的考え方

- ① **基礎控除の本則部分**については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整します。
- ② **給与所得控除の最低保障額**についても、**基礎控除の本則と同様の措置**を講じます。
- ③ 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とします。

(2) 令和8年度税制改正（大綱案）の基礎控除額と給与所得控除額

令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率**6.0%**を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げます。

(3) 個人住民税

所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討します。令和8年度税制改正においては、**給与所得控除の見直しについて対応することとします。**

適用時期

上記改正については、令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税から適用することとされました。
また、令和8年分所得への適用は、源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整からとします。

物価上昇局面における基礎控除等の対応（2/7）「三党合意」を踏まえた更なる対応

一言解説

物価上昇局面における基礎控除等の対応として、「物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設」と「「三党合意」を踏まえた更なる対応」により、基礎控除額と給与所得控除が適時見直されます。

2. 「三党合意」を踏まえた更なる対応

令和7年度税制改正において恒久的な制度として措置された基礎控除の特例は、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本とします。その上で、就業調整に対応するとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮して、課税最低限を令和6年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党による三党合意の趣旨を踏まえた「**178万円**」に先取りして引き上げます。

具体的には、前頁の**1. 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設**による基礎控除等の引上げ後の課税最低限**168万円**と**「178万円」**との差である10万円について、次の対応をします。

(1) 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例

基礎控除の特例のうち現行37万円を5万円引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当までに拡大します。さらに、給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている現行10万円の基礎控除の特例を32万円引き上げます。

(2) 給与所得控除の最低保障額の特例の創設

給与所得控除の最低保障額も同様に5万円引き上げます。

(3) 控除額の引上げ

この「三党合意」による控除額の引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したことや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改定において時限措置とされた基礎控除の特例を含め、**令和8年・9年の時限措置とします。**

なお、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、**課税最低限178万円を維持しつつ**、前頁の**1. 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設**の物価連動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保障額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていくこととします。

適用時期

上記改定については、令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税から適用することとされます。

また、令和8年分所得への適用は、源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整からとします。

物価上昇局面における基礎控除等の対応（3 / 7）基礎控除の引上げ①

1. 基礎控除（本則部分）

(1) 改正内容

令和8年分・9年分の基礎控除について、**合計所得金額が2,350万円以下**である個人の控除額を**4万円引き上げ、62万円**とします。この見直しの結果、基礎控除の額は次の表のとおりとなります。

(2) 上記(1)の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講じます。また、この改正及び次頁の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。）の支払者から還付等をするための措置を講じます。

(3) 上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用します。なお、**給与等及び公的年金等の源泉徴収**については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用します。

【基礎控除額】

合計所得金額	改正前	改正後	
	令和7年分	令和8年分	令和9年分
132万円以下	95万円		
132万円超336万円以下	88万円		
336万円超489万円以下	68万円		
489万円超655万円以下	63万円		
655万円超 2,350万円以下	58万円		
2,350万円超2,400万円以下	48万円	48万円（変更なし）	
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円（変更なし）	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円（変更なし）	
2,500万円超	0円	0円（変更なし）	

物価上昇局面における基礎控除等の対応（4 / 7）基礎控除の引上げ②

2. 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例

- (1) 令和7年度税制改正では、低所得者層のみならず中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、基礎控除の控除額を上乗せする措置が創設され、**令和7年12月1日**に施行されました。この措置は、**年末調整において適用することができます。**
- (2) 令和8年度税制改正（大綱案）の内容
- ① **居住者の**その年分の合計所得金額が**655万円**（令和10年分以後の各年分にあっては、**132万円**）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とします。
- イ 令和8年分及び令和9年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- | | |
|---|-------------|
| ① その 居住者 のその年分の合計所得金額が489万円以下である場合 | 42万円 |
| ② その 居住者 のその年分の合計所得金額が489万円を超える場合 | 5万円 |
- ハ 令和10年分以後の各年分 **37万円**
- ② 上記①の見直しに伴い、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講じます。

【基礎控除額の加算額】

合計所得金額	改正前		改正後	
	令和7年分	令和8年分	令和9年分	令和10年分
132万円以下	37万円			37万円
132万円超336万円以下	30万円	42万円	42万円	
336万円超 489万円以下	10万円			
489万円超 655万円以下	5万円	5万円	5万円	
655万円超2,350万円以下				適用なし
(略)	適用なし	適用なし	適用なし	
2,500万円超				

物価上昇局面における基礎控除等の対応（5 / 7）基礎控除の引上げ③

3. 基礎控除額の合計

基礎控除額と令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例の加算額の合計額は下記の表のとおりです。

【基礎控除額と特例による加算額を合計した控除額】※前々頁と前頁の控除額の表を合算したもの

合計所得金額	現行	改正案
	令和7年分	令和8年分・令和9年分
132万円以下	95万円	
132万円超336万円以下	88万円	104万円
336万円超489万円以下	68万円	
489万円超655万円以下	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円	
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円（基礎控除の適用無し）	

※ 令和10年分以降については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じて調整します。

※ 上記の合計した基礎控除額は居住者について適用があります。

① 基礎控除額（加算額含む） **104万円**
② 紹与所得控除額（最低保障額） **74万円**
③ ①+②合計（課税最低限） **178万円**

いわゆる「年収の壁」

物価上昇局面における基礎控除等の対応（6 / 7）給与所得控除の引上げ

1. 給与所得控除

(1) 改正内容

令和8年分・9年分の給与所得控除について、65万円の最低保障額を**69万円**に引き上げます。

(2) 上記(1)の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講じます。

(3) 上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用します。なお、上記(2)の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等について適用します。

(4) 地方税

給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる改正を行い、令和9年度分以後の個人住民税について適用します。また、令和9年度分及び令和10年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額について、上記に加え、5万円引き上げます。

2. 給与所得控除の最低保障額の特例の創設

令和8年及び令和9年における給与所得控除の最低保障額を**5万円**引き上げる特例を創設し、年末調整において適用することとします。

【給与所得控除額】

給与等の収入金額	現行	改正案
	令和7年分	令和8年分・令和9年分
190万円以下	65万円（最低保障額）	74万円（最低保障額） (69万円+5万円)
190万円超220万円以下	収入金額×30% + 8万円	収入金額×30% + 8万円
220万円超360万円以下		収入金額×30% + 8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20% + 44万円	
660万円超850万円以下	収入金額×10% + 110万円	
850万超	195万円	



① 基礎控除額（加算額含む） 104万円
② 給与所得控除額（最低保障額） 74万円
③ ①+②合計（課税最低限） 178万円

いわゆる「年収の壁」

※ 令和10年分以降の最低保障額については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じて調整します。



物価上昇局面における基礎控除等の対応（7/7）各種所得控除の適用要件の緩和

各種所得控除

基礎控除及び給与所得控除の見直しに伴う所要の措置として、各人の所得控除の対象者（控除を受ける本人ではない）の所得要件等が次のとおり見直されます。この改正は令和8年分以後の所得税及び令和9年度分以後の個人住民税について適用します。

所得控除項目	各所得控除が適用できる場合	対象者（※）の所得要件 (※) 控除を受ける本人ではない	所得要件の所得金額		控除額等	
			現行	改正案	現行	改正案
配偶者控除	納稅者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合	同一生計配偶者の合計所得金額 (所得税、住民税)	58万円以下	62万円以下	13万円～48万円	変更なし
配偶者特別控除	上記配偶者控除の適用がないが、配偶者の所得金額に応じて、所得控除が受けられる場合	配偶者の合計所得金額 (所得税、住民税)	58万円超 133万円以下	62万円超 133万円以下	1万円～38万円	変更なし
扶養控除	納稅者に所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合	扶養親族の合計所得金額 (所得税、住民税)	58万円以下	62万円以下	38万円～58万円	変更なし
特定親族特別控除	納稅者に、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者（特定親族）がいる場合	扶養親族の合計所得金額 (所得税、住民税)	58万円超 123万円以下	62万円超 123万円以下	3万円～63万円	変更なし
障害者控除	納稅者、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障害者に当たる場合	同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額（所得税、住民税）	58万円以下	62万円以下	27万円～75万円	変更なし
寡婦控除	夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の場合等（ひとり親に該当しない）	扶養親族の合計所得金額 (所得税、住民税)	58万円以下	62万円以下	27万円	変更なし
ひとり親控除	婚姻をしていないこと、生計を一にする子がいること、合計所得金額が500万円以下である場合等	生計を一にする子の総所得金額等の合計額（所得税、住民税）	58万円以下	62万円以下	35万円	38万（※）
勤労学生控除	給与所得などの勤労による所得があり、特定の学校の学生、生徒である場合等	勤労学生の合計所得金額 (所得税、住民税)	85万円以下	89万円以下	27万円	変更なし
家内労働者等の必要経費の特例	家内労働者等が事業所得又は雑所得の申告をする場合、必要経費として65万円まで認められる	必要経費に算入する金額の最低保障額（所得税）	—	—	65万円	69万円

※ ひとり親控除について、引き上げられた控除額（38万円）は令和9年分以後の所得税について適用します。住民税は、控除額を33万円（現行：30万円）に引き上げ、令和10年度分以後の個人住民税について適用します。